

会津美里町 第4次男女共同参画推進 まちづくり行動計画





はじめに

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき社会です。

会津美里町では、平成17年10月1日の町村合併時に、「会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例」を制定しました。さらに、平成19年2月には、条例の規定に基づき、その理念を実現するための具体的計画として「会津美里町男女共同参画推進まちづくり行動計画」を策定し、その後、2度の改定を経て、15年間にわたり様々な取組を行ってまいりました。

その結果、男女共同参画という言葉、概念が徐々に町民の皆様浸透し、子育てや教育をはじめとした様々な環境において一定の成果が現れております。しかし、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティ活動の衰退、長時間労働や非正規雇用の増加、労働環境をめぐる問題意識の変化など、私たちを取り巻く社会環境は大きな変動を続けています。

こうした状況の中、人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたり魅力と活力のあふれるまちづくりを進めていくためには、あらゆる分野に女性も男性もともに参画し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

引き続き男女共同参画の推進に取り組んでいくため、これまでの取組と進捗状況について検証を加えながら、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした「会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画」を策定しました。

これからも、本町が目指す男女共同参画社会の実現に向けた取組を、町民の皆様、事業所、各種団体等と一体となって進めてまいりたいと考えておりますので、今後も一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に本行動計画策定にあたり、貴重な御意見や御提言を賜りました会津美里町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、様々な立場から御指導、御協力をいただきました皆様方に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

会津美里町長 杉山 純一

SDGs (持続可能な開発目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (エス・ディ・ジーズ、Sustainable Development Goals) とは、「持続可能な開発目標」のことです。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(計画)」で位置づけられた2016年から2030年までの15年間で取り組む国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)とそれらを達成するための169のターゲット(測定可能な行動目標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、法的拘束力はありませんが、我が国も政府をはじめ各地で積極的な取組が進んでいます。

SDGsについては、本町としても重要な取組であること認識し、町の第3次総合計画をはじめ、今回の男女共同参画推進まちづくり行動計画においても、SDGsの推進に取り組むこととします。

目次

第1章 基本的な考え方

1 本行動計画策定の経緯	1
2 本行動計画の位置付けと性格	1
3 本行動計画における基本理念	2
4 進捗管理	2
5 計画期間	2
6 施策体系	3

第2章 行動計画の内容

基本目標Ⅰ 男女平等・人権尊重への意識づくり	6
基本施策1 男女平等・人権尊重意識の醸成	7
基本施策2 教育の場における男女平等・人権尊重教育の推進	7
具体的な取組	8
基本目標Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と安心・安全な暮らしづくりや健康への支援	10
基本施策1 男女間のあらゆる暴力の根絶	11
基本施策2 安心・安全な暮らしづくり	11
基本施策3 生涯を通じた男女の健康・生活支援	11
具体的な取組	12
基本目標Ⅲ 男女が共に仕事・家庭生活などに参画できる環境づくり	14
基本施策1 雇用・労働環境の整備と働き方の見直し	15
基本施策2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	15
基本施策3 育児・介護にかかる支援	15
具体的な取組	16
基本目標Ⅳ 男女が共に担うまちづくり	18
基本施策1 政策・方針決定の場への女性参画の推進	19
基本施策2 女性人材の育成支援	19
基本施策3 多様な主体によるまちづくりと移住・定住及び交流の推進	19
具体的な取組	20

第3章 行動計画の推進

1 行政における推進体制の整備と充実	23
(1) 男女共同参画推進審議会	23
(2) 庁内推進体制の整備	23
(3) 調査・研究機能の充実及び報告	23
2 町民・事業者及び民間団体等との協力	24
(1) 町民・事業者及び民間団体等における取組	24
(2) 民間団体等とのネットワーク化	24
3 国・県との連携協力	24

【5ページ、9ページ、21ページ、22ページ】

中学生を対象に、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和3年度に行った男女共同参画に関する作文コンクールの最優秀賞作品を掲載

【30ページ】

中学生を対象に、令和2年度に行った男女共同参画に関するイラスト付きメッセージの最優秀賞作品を掲載

第1章

基本的な考え方

1 本行動計画策定の経緯

平成 11 年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」（以下「法」という。）では、男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しており、女性問題の解決や女性の地位向上への対応のみならず、男性も含めてすべての人々が社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー※）に縛られず、個性に基づいて共同参画する社会の形成を目指しています。

このため国は、平成 12 年に法第 13 条に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、基本的方向性や具体的施策の内容を示しました。その後、様々な社会情勢の変化を踏まえながら 4 度の改定を経て、令和 2 年 12 月に第 5 次計画を策定しました。

一方福島県では、平成 13 年に男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進するため、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定し、平成 14 年には「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しました。その後 5 度の改定を経て、令和 3 年 12 月に「ふくしま男女共同参画プラン（令和 3 年度改定）」が策定されました。

本町においても、平成 17 年 10 月 1 日の合併と同時に「会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、また平成 19 年 2 月には条例の規定に基づき「会津美里町男女共同参画推進まちづくり行動計画」を策定しました。その後 2 度の改定を経て、15 年間にわたり様々な取組を行ってまいりました。

この間、東日本大震災をはじめとした大規模な自然災害の多発や、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティ活動の衰退、長時間労働や非正規雇用の増加、労働環境をめぐる問題意識の変化等、社会環境は大きく変動しています。加えて、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって人々の生活様式も大きく変化しました。このような現状に対応していくため、男女の別なく様々な分野において共同参画し、その個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会の実現が、より一層求められているところです。

そのような状況を踏まえ、今年度第 3 次行動計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の最終年度を迎えるにあたり、現行計画の現在までの取組の進捗状況や社会情勢の変化及び国・県の動向等を踏まえ、より実効性のある行動計画とするため、基本目標、基本施策及び具体的な取組内容等、計画全体を見直し、会津美里町第 4 次男女共同参画推進まちづくり行動計画を策定しました。

2 本行動計画の位置付けと性格

本行動計画は、条例第 12 条の規定に基づき、会津美里町第 3 次総合計画（以下「総合計画」という。）や会津美里町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下「総合戦略」という。）をはじめとする各種計画との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた事業を展開するための計画です。各施策の中で、特に重点的に取り組むべき施策を重点施策と位置付けます。

また、この計画は、平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、本町における推進計画を含みます。

なお、女性活躍推進法により、事業主としての「町」は、「特定事業主行動計画」の策定が義務付けられているため、本計画では町民や町内事業所等に対する、政策としての男女共同参画推進の取組に限定し、職員の就業環境等に関する事業主としての「町」の取組は除外しています。

3 本行動計画における基本理念

本行動計画は、条例第 3 条に規定する次の 4 つの柱を基本理念とします。

- **男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けず、ともにその個性と能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の人権が尊重されるまちであること。**
- **男女がそれぞれ自立した個人として、自己の意思で多様な生き方が選択でき、かつ、その生き方が尊重され、自己決定権が確立されるまちであること。**
- **男女が、家族的責任及び社会的責任をともに担い、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場における活動に平等・対等な立場で参画できるまちであること。**
- **男女が、町や事業者における政策又は方針、計画の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されるまちであること。**

4 進捗管理

本行動計画では、基本目標ごとに数値目標である K P I（重要業績評価指標）※を設定し、毎年度取組の効果を検証します。検証結果に基づき、取組の強化や実施方法の見直し等を検討します。

5 計画期間

本行動計画の期間は、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 ヶ年間とします。

ただし、計画の実施状況や国、県を始め社会情勢の変化に適切に対応するため、適正な評価を行いながら必要に応じ見直しを図ります。

【用語の解説】.....

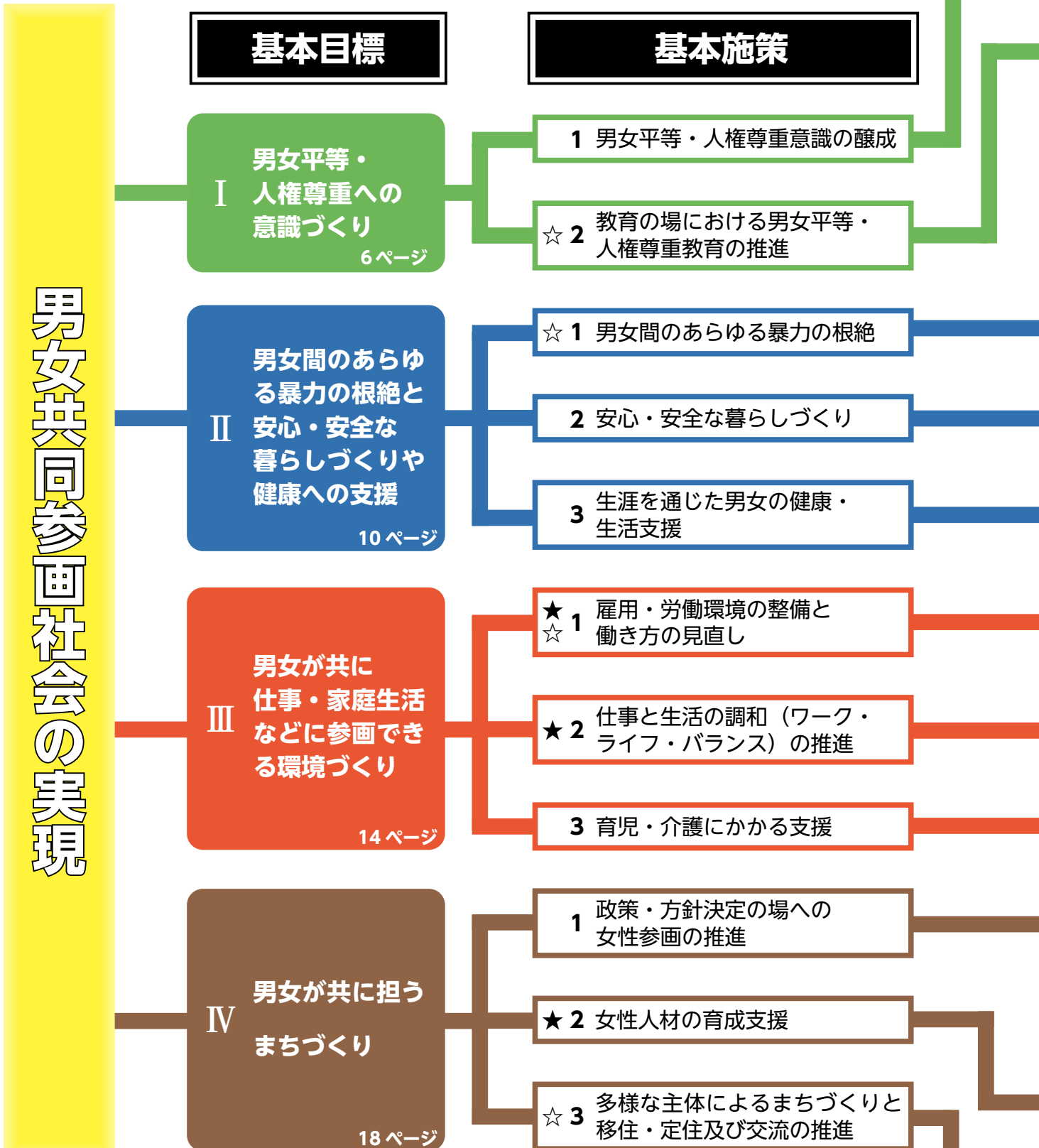
▶ **ジェンダー**：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）」という。

▶ **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**：自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力ある社会の実現を目的として平成 27 年 8 月に成立した法律。地方公共団体（都道府県、市町村）は、国の定める基本方針に基づき当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）することとされている。また、地方公共団体及び民間事業主（労働者が 300 人以下については努力義務）は事業主行動計画の策定が義務付けられた。

▶ **K P I（重要業績評価指標）**：Key Performance Indicator の略称。基本目標ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

6 施策体系

本行動計画は、条例第3条に規定する基本理念に基づき男女共同参画社会の実現を目指し、4つの基本目標を掲げてそれぞれの基本施策と具体的な取組を展開します。



☆・・・重点施策（以下「☆重点」と表記）

★・・・女性活躍推進法における市町村推進計画（以下「★女活法計」と表記）

具体的な取組

(1) 町広報紙、ホームページ等を活用した啓発及び情報提供 (2) 男女共同参画講演会の開催 (3) 男女共同参画町民意識調査の実施	8 ページ
(1) 教育関係者の研修会への参加 (2) 男女平等に基づく教育の推進 (3) 男女平等意識を育む事業の推進 (4) 体験学習の充実 (5) 働く親が学校行事等に参加しやすい開催日等の設定	8 ページ
(1) 虐待、DV等の相談窓口の設置と支援体制の充実	12 ページ
(1) 子どもの安全の確保 (2) 防災・防犯体制の整備・強化	12 ページ
(1) 思春期教育など、「生」と「性」についての学習機会の提供 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援 (3) 生活習慣病等の疾病予防及び早期発見のための支援 (4) 健康に関する相談体制の充実 (5) 障がいのある人への支援と福祉サービスの充実 (6) 誰にでもやさしいまちづくりの推進	13 ページ
(1) 働きやすい労働環境の整備推進 (2) 固定的な性別役割分担意識解消の啓発 (3) 事業所への意識調査の実施 (4) 自営業における就業環境の向上支援 (5) 時間や場所にとらわれない働き方の推進	16 ページ
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 育児休業・介護休業取得の推進 (3) 男性の家事・育児への参加の推進 (4) 生涯学習の推進 (5) 生涯スポーツの推進	16 ページ
(1) 出会い・結婚に対する支援 (2) 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援 (3) 子育て支援の充実 (4) 介護支援体制の充実	17 ページ
(1) 町の各種審議会等への女性の登用及び女性参画の推進 (2) 行政活動における町民参加の推進	20 ページ
(1) 女性人材育成のための学習機会の提供 (2) 女性起業家を支援するための研修等の情報の提供 (3) 企業・団体などにおける重要ポストへの女性登用推進のための啓発	20 ページ
(1) 町民の地域活動の支援 (2) 移住・定住の促進及び交流の推進	20 ページ

平成 29 年度男女共同参画作文コンクール最優秀賞作品

性別による固定的な役割について

「男女共同なんてよく分からないしどうでもよい。」、私はこう思っていました。ですが今回この作文を書くにあたって、男女共同参画社会とは何かとインターネットで調べてみました。すると、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる社会の活動参画する機会が確保され、男女が均等に経済的、社会的及び文化的に利益を享受し、共に責任を担うべき社会」と出てきました。難しく何を言っているのか最初は分からなかったけど良く考えると自分の身近な所から家庭や育児があると思いました。

私は、今まで男性は育児や家事などのことをあまりしないと思っていました。しかし最近では「イクメン」と呼ばれる、育児を楽しむ男性、育児に積極的に参加する男性が増えてきています。また、料理が好きな男性も多くなっていると思います。これは、とてもよいことではないでしょうか。なぜなら、やはり女性だけの家事、育児は体への負担が多いし、自分の時間が取れなくなってしまうからです。また、夫婦で家事や育児をすることによって「かけがえのない存在」と改めて知ることができ、今まで以上に絆が深まると思います。

反対に、現在、国では女性が働くことと家族における役割を両立しやすくなるよう、育児や介護に必要な休業を認める法律の制定を進めているそうです。

実際、私の家は3世代家族です。父と

母は朝から夜まで仕事に行くので、昼間は祖父と祖母が仕事を退職してからは二人で農業をしています。農業というイメージが強いですが、近年は若い女性も農業をはじめの人が多そうです。平日の夜ごはんは祖母が作ってくれます。祖父は部屋の掃除や洗濯をやってくれたり、私の兄弟たちの送り迎えをよくしてくれます。

休日は父と母が休みなので、母は部活の送り迎えや洗濯などたくさんのことをしてしてくれます。父は洗濯物のアイロンかけや得意の料理で夜ごはんを作ってくれます。お互いに協力して家事や私たちの面倒を見てくれて大変ありがたいし、幸せに思います。

私たち中学生も「男子だから」「女子だから」と固定的な役割分担意識を持たず、任された仕事ややってみたいことは積極的にやる必要があると思います。

この作文を書いたことでたくさんの男女共同を知ることができ、それは今を生きる私たちにとってとても大切だということが分かりました。女性だけが家事をする、男性だけが仕事をするのではなく、共に一人の人間として助け合うことが必要とされています。

日本は少子高齢化や人口減少がとてつもなく進行しているので他の国よりも協力しなくてはなりません。そしていつか、性別に関係なく、一人ひとりが自分らしさを認め合うことができたらとてもよい国になるのではないのでしょうか。

第2章 行動計画の内容

基本目標 I

男女平等・人権尊重への意識づくり

■ 現状と課題

	現 状	課 題
1	<p>人々の意識や行動、社会の慣行の中には「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、人間としての個性や能力を発揮する機会が制限されています。</p> <p>また、2015年9月に国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し国際社会が一致し取組を進めています。SDGsでは、ゴール5として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント※を行うこと」が掲げられています。</p>	<p>男女共同参画社会を推進するうえで、すべての男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、自分らしく生きる権利が尊重されるための意識の定着が必要です。</p>
2	<p>県実施の意識調査※によると、「家事・育児の大部分を負担している」と回答した女性が、「家事」で66.1%、「育児」で81.5%となっており、家事・育児の負担割合には依然として偏りがあります。</p> <p>事業所アンケートの結果、「お茶くみ、掃除などは主に女性がやっている」と答えた事業所は、減少傾向にあるものの、依然として高い割合となっています。</p> <p>働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※が存在します。</p>	<p>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は幼少の頃から長年にわたって形成され、男女双方に根強く存在し、個人の生き方の自由な選択を妨げているため、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けしないようにしていく必要があります。</p> <p>まずは教育の場において「男の子だから・女の子だから」という性別にとらわれない、それぞれの個性や人権を大切にする意識づくりが必要です。</p>

■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	方向性	現状値	目標値
習慣やしきたりによる男女の不平等を感じている町民の割合	減少	35.9%	30.0%

※現状値：町民アンケート調査の誤差を考慮し、平成30～令和2年度の平均値

【目標値設定の考え方】

第3次行動計画の目標値である30%達成を目指し、減少させる。

基本施策

1 男女平等・人権尊重意識の醸成

- 男女共同参画は、誰にでも関連する身近な問題であり、男女共同参画を進めることにより、心豊かで生きがいのある社会が実現されることを理解してもらえらるような取組が必要です。
- 旧来からの社会慣行による固定的な性別役割分担意識等を見直し、性自認※や性的指向※にかかわらず人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現に向けてすべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう、広報紙やホームページ等を活用し啓発活動や学習を推進します。

重点施策

2 教育の場における男女平等・人権尊重教育の推進

- 将来の社会を担う子どもたちの教育に携わる教育関係者自身も、男女共同参画に関する理解を高める必要があります。幼児教育や学校教育全体を通じて人権（性自認や性的指向に関するものも含む。）を尊重する意識を高める教育や、ジェンダーにとらわれない男女平等教育を推進し、児童・生徒の進路指導にあたっては、児童・生徒が自らの生き方を考え、性別にとらわれず個性や能力に応じた進路を選択することができるような指導に努めます。
- なお、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は幼少の頃から長年にわたって形成されていくため、この施策を重点施策と位置付け、取組を推進します。

【用語の解説】

▶**エンパワーメント**：力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

▶**県実施の意識調査**：令和元年度に福島県が実施した「男女共同参画・女性活躍促進に関する意識調査」をいう。
【調査地域：福島県全域（会津美里町を含む33市町村） 調査対象：20歳以上の男女個人 標本数：2,000人】

▶**無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）**：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

▶**性自認**：自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。また「私はどちらの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。

▶**性的指向**：恋愛感情や性的な関心・興味の方向性。例えば性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれる。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいる。

基本目標 I

具体的な取組

基本施策：【1】男女平等・人権尊重意識の醸成

具体的な取組	
(1) 町広報紙、ホームページ等を活用した啓発及び情報提供	担当部署
●町民に身近な町広報紙、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。	政策財政課
(2) 男女共同参画講演会の開催	担当部署
●男女共同参画への理解と知識を深めるために講演会を開催します。	政策財政課
(3) 男女共同参画町民意識調査の実施	担当部署
●男女共同参画についての町民の意識を調査するためのアンケートを実施し、結果を公表します。	政策財政課

基本施策：【2】教育の場における男女平等・人権尊重教育の推進

☆重点

具体的な取組	
(1) 教育関係者の研修会への参加	担当部署
●意識啓発のため、県や関係機関が実施する男女共同参画に関する研修会等へ積極的に参加します。	各学校 こども教育課
(2) 男女平等に基づく教育の推進	担当部署
●係、当番など、必要以上に男女を性別により分ける慣行の見直しを行います。 ●性別にとらわれずそれぞれの個性や能力を活かした教育・指導を行います。	各学校 こども教育課
(3) 男女平等意識を育む事業の推進	担当部署
●町内の小中学生を対象に「男女平等に関する作文コンクール」など男女平等意識の高揚を図るための事業を実施します。	各学校 こども教育課 政策財政課
(4) 体験学習の充実	担当部署
●職場体験や福祉活動等、性別に関わりなく様々な体験をすることで、将来の職業選択の幅を広げます。	こども教育課 生涯学習課
(5) 働く親が学校行事等に参加しやすい開催日等の設定	担当部署
●働く親や複数の子どもをもつ親が参加しやすいよう、授業参観や懇談会等の行事の日程に配慮します。	各学校 こども教育課

平成30年度男女共同参画作文コンクール最優秀賞作品

「男女平等」を実現させるには

私は、誰もが共にいきいきと暮らすためには男女差別をなくさなければならぬと思います。今は昔に比べて差別がなくなってきましたが、完璧にはなくなっておりません。では、今の男女差別は何でしょうか。私が思う今の男女差別は主に二つあります。

一つ目は、女性専用車両についてです。これは痴漢などの性犯罪の防止や女性が快適に乗れるようにするために設定された車両で、女性にとってはとてもありがたいものです。しかしほとんどの男性は痴漢などしません。だからその人達にとっては差別に感じるのではないかと思います。あくまで痴漢をする人が悪いのです。今は「見つめられた」、「肩が触れた」などとてもささいな事で「痴漢だ」と騒ぐ女性もいます。そんな人が増えてしまったら男性は電車に乗りにくくなってしまいます。痴漢対策をするのはとてもいい事ですが、女性のために男性を差別するのはおかしいと思います。だからまず満員電車の問題をなくし、女性専用車両があるのなら男性専用車両を作るべきだと思います。

二つ目は、家事についてです。今は共働きの人がたくさん増えていますが、それでも家事は女性がやっているケースが多くあります。仕事の大変さは女性も男性も変わらないのに家に帰ってきて休めるのは男性だけというのはとても女性に差別的だと思います。昔は男が仕事、女は家事というスタイルが一般的でした

が、今はどちらも働いていて女は家事もするという昔よりも女性が大変になっています。私の家では母が看護師の仕事をしているので夜中に仕事がある時は夜早く寝なければならない時や、仕事の帰りが遅くなる時があります。そう言う時は父が皿を洗ったり、夜ご飯を作ります。私はそれが一番お互いに効率がいいやり方だと思いますが、友達や友達のお母さんなどに話すと「すごくいいお父さんだね」と言われました。まだ私の家のように効率良くできている家庭は少ないのが現実だと感じました。だから男性の人も女性の大変さを考えてくれば、きっと「なんで女性だけ」がなくなっていくのではないかと思います。

このように、この二つの他にもセクハラ問題や男性への偏見や厳しい態度などまだ多くの男女差別があります。それは日本の問題だけでなく世界の問題になっており、そしてまだ解決されていません。私はもっと多くの人々がお互いを尊重し、分かろうとする努力をすれば誰もが共にいきいきと暮らしていけるようになると思います。そしてそうなる事を願っています。

基本目標Ⅱ

男女間のあらゆる暴力の根絶と安心・安全な暮らしづくり

■ 現状と課題

	現 状	課 題
1	<p>性暴力を含むあらゆる暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。</p> <p>県実施の意識調査では「相手が大切にしているものを壊す」など精神的に相手を傷つけることや、「電話・メール・SNSの内容を細かくチェックする」など人間関係や行動を制限することを「暴力」と思う割合が増加しており、身体的暴力以外の暴力に対する認識が高くなっています。</p> <p>東日本大震災時、避難所運営において、女性の視点が反映されにくい状況にあったことから、個別のニーズに応じて男女双方の視点を反映できる環境づくりが求められています。</p>	<p>情報通信技術（ICT）の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。</p> <p>暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革を地域一丸となっていく必要があります。</p> <p>防災面において、東日本大震災で得た経験や教訓を踏まえ、男女共同参画の視点に立った取組が必要です。</p>
2	<p>男女が、互いの身体的特質を十分理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現の前提となります。</p> <p>県実施の意識調査では、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために大切なこととして、「思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進」との回答が最も多く、男女共同参画社会を推進するうえで、男女が生涯を通じ心身ともに健康で充実した生活を送ることが求められています。</p>	<p>男女がその健康状態及び思春期、青年期、成人期、更年期、高齢期等の人生の各ステージに応じた課題に対し、適切に自己管理ができるよう健康教育や相談体制の充実が必要です。</p> <p>特に女性は、妊娠や出産など思春期から更年期を通して、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、その健康状況に応じて適切に自己管理ができるよう、健康支援や相談体制を確立するとともに、社会全体の理解と確かな情報の提供が必要です。</p>

■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	方向性	(現状値)	(目標値)
A：人権を侵害されたことのある町民の割合	減少	9.9%	7.0%
B：保健体制の充実と医療の確保に関する満足度	増加	78.6%	82.9%

※現状値：A、Bともに町民アンケート調査の誤差を考慮し、平成30～令和2年度の平均値

【目標値設定の考え方】

A：令和2年度実績値である7.9%から更なる減少を目指す。

B：第3次総合計画の目標値に合わせ、増加させる。

や健康への支援

基本施策

重点施策

1 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 男女間のあらゆる暴力を根絶する社会を目指し、問題の早期発見や未然防止のための啓発活動を行います。また、虐待・DV等の問題について、関係機関との連携強化、相談体制の充実を図り、事案に応じた被害者の支援に取り組みます。

なお、この施策はその後の人生に大きな支障を来たす深刻な問題を扱うため、重点施策と位置付け、取組を推進します。

2 安心・安全な暮らしづくり

- 人々の平穏な暮らしを脅かす災害や事件、事故はいつ発生するか分かりません。安心安全な暮らしづくりを目指し、防災・防犯体制の整備・強化に努めます。

3 生涯を通じた男女の健康・生活支援

- 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※の概念の浸透を図るため、各種相談体制の充実にも努めるとともに、正しい情報及び学習機会等の提供を行います。
- 思春期から高齢期まで、男女の性差に応じ、自己の健康管理意識を向上させるための情報提供や健康診査及び各種がん検診の受診の拡大に努め、心身の健康に関する相談体制の充実を図ります。
- 男女という性別のみではなく、高齢者や障がい者等、生活上の困難に直面しやすい人にも配慮した、すべての人にやさしいまちづくりを進めることが男女共同参画の基本的な考え方です。公共施設等においても、高齢者、障がい者等にも配慮し、誰もが使いやすい施設整備に努めます。

【用語の解説】

▶性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

基本目標Ⅱ

具体的な取組

基本施策：【1】男女間のあらゆる暴力の根絶

☆重点

具体的な取組	
(1) 虐待、DV等の相談窓口の設置と支援体制の充実	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●虐待、DV等の問題に対応するための相談窓口を設置します。●虐待防止ネットワーク会議による関係機関との情報共有と連携協力を図ります。●児童相談所、保健福祉事務所、一時保護所、警察等関係機関との連携を強化し暴力から身を守るための迅速な対応を行います。●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など暴力や人権侵害から身を守る法律について周知を行います。●人権に関する相談窓口を設置します。●セクハラ、パワハラ等様々な「ハラスメント」防止のための啓発・情報提供を行います。	政策財政課 健康ふくし課 こども教育課 町民税務課

基本施策：【2】安心・安全な暮らしづくり

具体的な取組	
(1) 子どもの安全の確保	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●子どもの登校・下校時の交通安全など地域ぐるみで子どもの安全の確保に努めます。●歩道の確保、街路灯・防犯灯の設置等を行います。●子どもたちの抱える悩みや問題を積極的に受け止め、いじめや暴力を許さない環境づくりに努めます。	総務課 こども教育課 建設水道課
(2) 防災・防犯体制の整備・強化	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●消防団員の確保に努めます。●自主防災組織の設立・育成を支援します。●地域防災計画や災害における避難所運営等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう努めます。●警察や関係機関と連携し、消費者問題、防犯に関する相談体制の充実を図ります。	総務課 町民税務課

基本施策：【3】生涯を通じた男女の健康・生活支援

具体的な取組	
(1) 思春期教育など、「生」と「性」についての学習機会の提供	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●発達段階に応じた性教育を実施します。	こども教育課
(2) 生涯を通じた健康づくりの支援	担当部署
<ul style="list-style-type: none">●生活習慣病予防や健康づくりのためのレクリエーション教室など各種講座を実施します。●年齢によって変化する女性の健康問題について年齢に応じた健康講座を実施します。	健康ふくし課 生涯学習課

具体的な取組

(3) 生活習慣病等の疾病予防及び早期発見のための支援	担当部署
●健康診査及び各種がん検診を実施します。	健康ふくし課
(4) 健康に関する相談体制の充実	担当部署
●生活習慣病予防のための健康相談やこころの健康相談等を実施します。	健康ふくし課
(5) 障がいのある方への支援と福祉サービスの充実	担当部署
●障がいのある方が安心して日中活動や交流活動を行える場の提供を行います。	健康ふくし課
(6) 誰にでもやさしいまちづくりの推進	担当部署
●高齢者・障がい者にも配慮し、性別や個別ニーズに応じた誰もが活動しやすい環境を整備します。	全庁

基本目標Ⅲ

男女が共に仕事・家庭生活などに参画できる環境

■ 現状と課題

	現 状	課 題
1	<p>男性の働き方に多く見られる長時間労働は、男性の家事・育児・介護等への参画を困難にするだけでなく、仕事と家庭の両立を図ろうとする女性の活躍を妨げる一因となっています。</p> <p>女性が働き続けるために、職業と家庭の調和が図られるような制度や環境づくり、労働時間の短縮等「働き方の見直し」とともに、「家庭は男女が共同で担うもの」との共通認識が求められています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大を契機にオンライン活用が拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられます。</p> <p>今後は、こうした社会変化等も踏まえて、更に総労働時間の短縮を進めるとともに、男女を問わず短時間勤務や在宅勤務（テレワーク※）など柔軟で多様な就業形態、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境の整備など、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※が実現できる雇用環境の整備が必要です。</p>
2	<p>県実施の意識調査では、女性は「出産・育児」等を理由に退職している状況が明らかになっています。同じ調査で、自宅で介護する場合、男女ともに「自分」を主な介護の担い手と答えた人が最も多く、男性は42.4%、女性は77.9%となっています。また、「自分の配偶者」が介護の担い手と答えた男性は30.3%で、依然として女性の負担割合が大きくなっています。</p> <p>男性の多くが仕事中心の環境に置かれ、家事等を担うことを難しくしています。育児・介護休業取得者も圧倒的に女性が多く、女性が働く時間を調整することで育児や介護を行っている状況があり、女性の社会参画への障害となるばかりでなく、男性にとっても家族とのコミュニケーション不足や子育てに十分に関われないなどの問題が生じています。</p>	<p>現在女性が多くを担っている育児・介護について、男女が協力して担うことや社会全体で支え合うことができるよう、子育て支援、介護支援体制の充実等の環境づくりが必要です。</p>

■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	方向性	現状値	目標値
A：男女共同参画推進まちづくり行動計画を知っている事業所の割合	増加	46.7%	50.0%
B：子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちだと思ふ町民の割合	増加	72.8%	83.2%

※現状値：Aは事業所アンケートの令和2年度実績値

Bは町民アンケート調査の誤差を考慮し、平成30～令和2年度の平均値

【目標値設定の考え方】

A：2事業所中1事業所が行動計画を認知していることを目標に、増加させる。

B：第3次総合計画の目標値に合わせ、増加させる。

基本施策

重点施策・女性活躍推進法市町村推進計画

1 雇用・労働環境の整備と働き方の見直し

- 職場における男女平等を実現するために、事業所や自営業者等に関係する法律や制度の正しい理解とその普及、啓発を図るとともに、意識の改革を進め、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。
- 性別に関わりなく、適性に応じて、その能力と意欲を活かせる職場環境を目指すとともに、仕事と育児・介護その他の活動とのバランスの取りやすい職場環境づくりを促進します。
なお、この施策は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にも大きな役割を果たすため、重点施策と位置付け、取組を推進します。
また、この施策は女性活躍推進法における市町村推進計画と位置付け、取組を推進します。

女性活躍推進法市町村推進計画

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と、男女がバランスよく家庭生活や地域活動に参画できる環境づくりに取り組みます。
なお、この施策は女性活躍推進法における市町村推進計画と位置付け、取組を推進します。

3 育児・介護にかかる支援

- 育児・介護について、男女が協力して担うことができるよう、様々な家族や家庭のあり方にも応じた多様な子育て支援、介護支援体制の充実を図ります。

【用語の解説】

- ▶**テレワーク**：情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。
- ▶**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**：男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成すること。

基本目標Ⅲ

具体的な取組

基本施策：【1】雇用・労働環境の整備と働き方の見直し

☆重点 ★女活法計

具体的な取組	
(1) 働きやすい労働環境の整備推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●男女雇用機会均等法、女性活躍推進法及びその他の労働関係法令の周知を行います。 ●長時間勤務の是正や各種休暇取得を推進します。 ●事業所を対象として啓発活動を行います。 ●事業主行動計画の策定を支援します。 	政策財政課 産業振興課
(2) 固定的な性別役割分担意識解消の啓発	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●男女の職域拡大や役割分担の見直しに向けた啓発を行います。 ●女性が働きやすい環境づくりのための啓発を行います。 	政策財政課 産業振興課
(3) 事業所への意識調査の実施	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●事業主を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施し、結果を公表します。 	政策財政課
(4) 自営業における就業環境の向上支援	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●商工会等と連携し男女共同参画の啓発を行います。 	産業振興課
(5) 時間や場所にとらわれない働き方の推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●サテライトオフィス※等の時間や場所にとらわれない働き方ができる環境整備を図ります。 	政策財政課

基本施策：【2】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

★女活法計

具体的な取組	
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●広報、講演会等により仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を啓発・推進します。 	政策財政課
(2) 育児休業・介護休業取得の推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●男女の育児休業・介護休業の取得推進と制度の周知を行います。 	政策財政課
(3) 男性の家事・育児への参加の推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●男性の家事・育児への参加の推進や家庭・生活技術講座を実施します。 	政策財政課 生涯学習課
(4) 生涯学習の推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●学習機会の提供、学習環境の整備及び町民の自主的な学習活動の支援を行います。 ●子どもとその保護者を対象とした講座を実施します。 	生涯学習課
(5) 生涯スポーツの推進	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●多くの町民がスポーツに参加できる環境づくりを行います。 	生涯学習課

基本施策：【3】育児・介護にかかる支援

具体的な取組	
(1) 出会い・結婚に対する支援	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●出会い・結婚に関する相談体制（結婚・子育てコンシェルジュ※の配置等）の充実を図ります。 ●出会いの機会を創出するため、婚活イベント等を実施・支援します。 	政策財政課
(2) 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から子育て期における相談体制を充実させるため、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の利用促進を図ります。 	健康ふくし課
(3) 子育て支援の充実	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する相談体制（結婚・子育てコンシェルジュの配置等）の充実を図ります。 ●一時保育や延長保育の充実や乳児保育の拡充を図ります。 ●放課後児童クラブの充実を図ります。 ●子育て支援センターの利用促進を図ります。 ●子育てネットワークづくりや子育てサポーターの養成を行います。 ●乳幼児・児童生徒医療費助成、こんにちは赤ちゃん用品購入助成及び各種予防接種に対する助成を行います。 ●多子世帯に対する保育料の軽減措置を実施します。 	健康ふくし課 こども教育課
(4) 介護支援体制の充実	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス等の充実を図るため、計画的な基盤整備を推進します。 ●地域全体での介護予防への取組を強化し、家族介護者への支援を行います。 ●在宅介護者の交流や介護うつ防止のためのリフレッシュ事業の実施及び相談体制の充実を図ります。 ●認知症施策の推進、認知症サポーターの育成を行い、福島県一認知症にやさしい町をめざします。 	健康ふくし課

【用語の解説】

▶**サテライトオフィス**：本社から離れたところに設置されたオフィスや勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィスのこと。

▶**結婚・子育てコンシェルジュ**：少子化対策事業の一環で実施する結婚から子育て支援の総合窓口となる方です。婚活や結婚に対する悩みや相談等にお応えします。

基本目標Ⅳ

男女が共に担うまちづくり

■ 現状と課題

	現 状	課 題
1	<p>政治、経済、社会、文化など社会のあらゆる分野の意思決定の場に男女が等しく参画することが、男女共同参画社会を実現するためには必要であり、特に公的機関においては、そこに暮らす男女の生活に影響を与える政策・方針を決定する場であることから、その決定過程への女性の参画がこれまで以上に求められています。</p> <p>町審議会・委員会における女性の割合は、令和元年度から増加に転じ、令和2年度には27.8%の割合を占めるが、目標値である30%には至っていません。</p>	<p>方針決定の場への女性の参画は、民間企業、団体、地域における各自治会や各種団体等あらゆる場で行なわれてこそ男女共同参画社会の実現につながることから、今後も引き続き方針決定の場への女性の参画を推進する必要があります。</p>
2	<p>町内事業所アンケートにおいて、女性管理職の割合は平成28年度から増加傾向にあり、令和2年度には25.2%の割合を占めるが、国の基本計画での目標である30%程度には至っていません。</p> <p>また、「女性が管理職に就くことについてどう思うか」の質問に対し、令和2年度は45事業所中42事業所が「意欲と能力のある女性は管理職につくべき」と回答しています。</p>	<p>女性自身が意欲を高く持ち行動することができるよう、女性活躍についての個人への啓発や社会全体への働きかけを進めるとともに、意欲ある女性に対し能力向上の支援や情報の提供等を行い、責任を果たせる女性人材を育成していく必要があります。</p>
3	<p>地域活動については、担い手の確保や高齢化が課題となっています。</p> <p>また、近年、若い女性の大都市圏への流出が増大しているが、その一方で「田園回帰」の動きも見られ、移住や定住などで地方と関わる女性は増加しています。</p>	<p>地域活動を支援する体制整備や住民同士の交流機会の確保が必要となっています。</p> <p>近年ますます加速する人口減少に歯止めをかけ、地域活動の維持、活性化を図るため、他地域からの移住・定住を促進する必要があります。</p>

■ KPI（重要業績評価指標）

指標名	方向性	現状値	目標値
A：町審議会・委員会における女性の割合	増加	27.8%	30.0%
B：移住・定住相談窓口を通じた移住・定住世帯数（累計）	増加	79世帯	150世帯

※現状値：A、Bともに令和2年度の実績値

【目標値設定の考え方】

A：第3次行動計画の目標値である30%達成を目指し、増加させる。

B：累計150世帯を目標に、増加させる。

■ 基本施策

1 政策・方針決定の場への女性参画の推進

- 町の施策・方針決定の場への女性参画を推進し幅広い意見や要望を行政活動に反映させるため、各種審議会・委員会等への女性の登用率の向上と、女性だけでなくすべての町民が行政活動に参画しやすい体制整備と参加推進に取り組みます。
- 政治や行政の公的分野や企業・団体・地域等において女性の参画が進まない要因として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどが考えられます。
- あらゆる分野に女性が参画し、責任ある役割を果たしていくためには、まず女性の意識を高めていく必要があります。

女性活躍推進法市町村推進計画

2 女性人材の育成支援

- 結婚・出産とともに一度家庭に入り、育児が一段落してから職場復帰しようとする女性に対して再チャレンジ、再就職の支援が求められています。
- 国、県と連携し、女性のエンパワーメントのための教育・学習活動の充実を図り、女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりのため、機会の確保や情報提供に努めます。
- 女性自らが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、学習会や研修会等に参加し、能力開発の機会を得られるよう環境整備を図ります。
- 女性管理職の極端に少ない企業や団体等に対しては、女性登用等に関する情報提供や、さまざまな機会を通じ、女性の登用についての理解を得ながら、社会的機運の醸成を図ります。なお、この施策は女性活躍推進法における市町村推進計画と位置付け、取組を推進します。

重点施策

3 多様な主体によるまちづくりと移住・定住及び交流の推進

- NPO、ボランティア、コミュニティ組織等の町民主体による活動及び交流等を支援します。
- 町では近年急速に進む人口減少対策として、移住・定住を推進しています。新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住への関心が高まっているとともに、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、地方の女性の働き方に関する新たな可能性ももたらされています。こうした意識や行動の変化を踏まえ、地方との関わりを希望する女性の積極的な受入れや地方の女性の多様で柔軟な働き方を支えるための環境づくりに取り組みます。なお、総合計画や総合戦略において、人口減少を重要課題として位置付けていることから、この施策を重点施策と位置付け、取組を推進します。

基本目標Ⅳ

具体的な取組

基本施策：【1】政策・方針決定の場への女性参画の推進

具体的な取組	
(1) 町の各種審議会等への女性の登用及び女性参画の推進	担当部署
●審議会・委員会等への女性の登用を推進し、登用率目標を令和8年度までに30%とし、毎年登用率の調査を実施します。	全庁
(2) 行政活動における町民参加の推進	担当部署
●みんなの声をまちづくりにいかす条例に基づく町民参加制度の周知と推進を図ります。 ●提案箱やホームページを活用し、町民の意見や提案の聴取を行い、まちづくりに活かします。	全庁

基本施策：【2】女性人材の育成支援

★女活法計

具体的な取組	
(1) 女性人材育成のための学習機会の提供	担当部署
●女性人材育成のため関係機関等が開催する講座への積極的な参加を促進します。	政策財政課 生涯学習課
(2) 女性起業家を支援するための研修等の情報の提供	担当部署
●女性起業家育成講座や支援事業等の情報を提供します。	政策財政課 産業振興課
(3) 企業・団体などにおける重要ポストへの女性登用推進のための啓発	担当部署
●パンフレットの配布など事業主へ積極的な女性登用に関する啓発を行います。 ●事業主行動計画の策定を支援します。	政策財政課 産業振興課

基本施策：【3】多様な主体によるまちづくりと移住・定住及び交流の推進

☆重点

具体的な取組	
(1) 町民の地域活動の支援	担当部署
●NPO、ボランティア、コミュニティ組織等の地域を支える多様な活動の支援及び新たなNPO法人設立のための支援を行います。 ●集落支援員を活用し、集落活動や集落間の連携構築を支援します。	政策財政課
(2) 移住・定住の促進及び交流の推進	担当部署
●移住・定住に関する相談体制（移住定住支援コーディネーターの配置等）の充実や田舎ぐらし体験事業等により移住・定住を促進します。 ●空き家バンク制度等による空き家の利活用を推進し、移住・定住を促進します。 ●地域おこし協力隊制度を活用し、地域の活性化を図ります。 ●U・Iターン者や外国人が地域に溶け込み、多様な主体によるまちづくりを推進します。 ●姉妹・友好都市等自治体交流・民間交流を推進します。	政策財政課

令和元年度男女共同参画作文コンクール最優秀賞作品

私が思う男女平等とは

私が思う男女平等とは、男女間での偏見をなくすことです。

最近では以前に比べ、テレビ等でも、男女差別について取り上げられることが多くなってきています。その中でも、特に男女差別については、改善していかなければならないことがたくさんあると思います。

私が考える例は主に3つあります。1つ目は、各家庭においての家事の分担です。男性は家事をやらず、女性にまかせきりという家庭もあるそうです。今の時代は昔とは違い、共働きも多くなってきています。家事を分担し、助け合って生活していくことが大切なのではないでしょうか。2つ目は、飲食店で出ている割引券です。お店の客層は男女変わりないはずなのに、女性限定で割引券が出ているのを見かけました。女性限定にしないで、違う方法で割引券を出すことで、お客様全員に喜んでもらえるのではないかと思います。3つ目は、仕事についてです。男性と女性、どちらも同じ内容の仕事ができるにも関わらず、女性はお茶出しや掃除などの雑用係になるという会社もあるそうです。志望して入社した会社で女性だけがやりたいことをやらせてもらえないのはおかしいと思いました。

実際に2018年4月23日、大相撲春巡業であいさつ中の市長がくも膜下出血で倒れた際、市長を助けるために女性が土俵の上に上がったところ、「女性の

方は土俵を降りてください。」

というアナウンスが繰り返されたという事件が起きました。女性を土俵からおろそうとするのは、助けを必要としている人を見捨てろと言われているのと同じだと思います。

このように、世の中の人達にメディアを使って呼びかけても、未だに改善されていない男女差別が数え切れないほどあります。その中には、人の人生を狂わす程ひどいものもある事を忘れてはならないと思いました。

私が思う男女平等とは「女性だから」や「男性だから」ではなく、男性と女性という性別があるからこそ、互いに助け合い、補い合い、個人が納得して自身の生きがいを見つけていける社会のことだと考えます。

令和3年度男女共同参画作文コンクール最優秀賞作品

疑問に思う男女差別について

男女平等とは、性別による差別を受けないことをいうそうです。普段の生活でこれはどうなんだろうと感じた事をまとめてみることにしました。

まずは、学校生活です。体育のプールの時の着替えは、女子は更衣室などのところで着替えています。一方男子はプールサイドで着替えています。今まで、これが普通だと思って生活していたので疑問に感じることはありませんでした。しかし、男子が更衣室で着替えていないことは差別ではないかと感じました。

僕は小学一年生から中学二年まで担任の先生はほとんど女の先生で、男の先生が担任になったのは一度だけでした。校長先生や教頭先生は男の先生ばかりで、女の校長先生や教頭先生は今までいませんでした。なぜ女の校長先生や教頭先生がいないのだろうと疑問に感じました。

次は家庭内での生活です。家庭内の生活では、僕の両親は共働きです。お母さんの帰りが遅い時は、お父さんがご飯の準備や米とき洗い物などをやっています。帰ってきたお母さんは助かると言っています。おじいちゃんも、米ときなどをやった事がないと言っていました。昔は女の人が家事をするという考えが強かったかもしれませんが、今はどっちがやってもいいと思います。

僕は、男だから仕事をする、女だから家事をするという考えはなく、やれる方がやればいいと思います。家族が協力し合い、生活していくことが大切である

と思います。

僕も男だから、女だからと今まで無意識に言葉にしたり行動したりしていたのかもしれませんが。僕が将来、大人になったときには、男だから、女だからといった考えはなくなりその人がその人らしく生活できる社会になって、少しずつ男女の差別がなくなっていけばいいと思います。

第3章 行動計画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、学校、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切です。相互に理解を深めながら、共に目標に向かって着実な歩みを進めてまいります。

1 行政における推進体制の整備と充実

(1) 男女共同参画推進審議会

この審議会は、会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例により、男女共同参画によるまちづくりを推進するため、町民の代表者、各機関の代表者及び学識経験者で構成する審議会です。条例の規定により定められた事項を審議するほか、町長が諮問する男女共同参画の推進に関する事項の審議や施策の実施状況の確認を行います。

また、男女共同参画の推進について町長に意見を述べることができます。

(2) 庁内推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ効果的に推進するうえで、特定の部署だけで対応することは困難であることから、全庁一丸となって取り組みます。また、本行動計画を総合的に推進するため、政策財政課において、各部門、各機関相互の連絡調整を図ります。

また、本行動計画の進捗状況及び成果をより正確に把握するため、各年度当初に、各部門における当該年度の取組計画を作成し、年度末にその実績を取りまとめ、町ホームページ等で公表します。

さらに、狭義の男女共同参画施策だけでなく、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと思われる関連施策も視野に入れて取り組むためには、職員の資質が大きく影響します。職員が男女共同参画に対する認識を高め、その視点を養い、各種施策をより一層推進するため、職員研修の充実を図ります。

(3) 調査・研究機能の充実及び報告

条例及び本行動計画をはじめ、男女共同参画に係る諸施策が町民に与えた影響等について町民意識調査等により定期的に調査します。

また、主要課題の調査・研究を行うとともに、事業所や民間団体等の調査も行い、男女共同参画推進のための施策に反映させます。

調査結果については、ホームページや広報紙等により公表します。

2 町民・事業者及び民間団体等との協力

(1) 町民・事業者及び民間団体等における取組

家庭、職場、地域社会、学校等あらゆる場において、男女共同参画の視点を反映させた取組を展開することが求められます。

特に自治会やPTA、農業団体等の民間団体、その他の団体における社会制度や慣行に根付いている固定的な性別役割分担意識について、その解消に向けた自主的な取組を求めています。

(2) 民間団体等とのネットワーク化

男女共同参画社会の実現には、様々な分野で独自の視点に立って自主的な活動をしている民生委員、社会福祉協議会、事業主団体、NPO、ボランティア・コミュニティ組織等の果たす役割は重要であり、行政と対等な立場に立って協力体制を組むことは、男女共同参画の推進を図る上で、欠くことのできない要件です。

女性の自立支援など直接的な活動をしているグループのみならず、会津美里町を拠点とし活動するすべての団体と協働し、行政と一体となった取組により男女共同参画社会の実現をめざします。

3 国・県との連携協力

男女共同参画の推進に関する事項は非常に広範囲にわたるため、町の取組だけでは解決につながりません。国や県からの情報提供や活動支援をはじめ、各種男女共同参画に関する協力・連携を深めます。

特に福島県の男女共同参画社会形成のための実践的活動拠点である「男女共生センター」と協力・連携し、効果的な施策の推進を図ります。

会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 7 号

目次

前文	
第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)	
第 2 章 男女共同参画推進体制 (第 9 条—第 11 条)	
第 3 章 行動計画等 (第 12 条)	
第 4 章 相談窓口の設置 (第 13 条)	
第 5 章 補則 (第 14 条)	
附則	

前文

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれている。

すべての人は、その性別にかかわらず、個性ある一人の個人として尊重され、一人ひとりの尊厳を確保する地域社会でなければならない。

しかしながら、長い歴史の中で性別による役割分担意識や慣習が根強く残っており、男女平等の実現には更なる努力が求められている。会津美里町は、すばらしい文化と歴史を持つ町であるが、反面、旧来の社会慣行やしきたりが家庭をはじめ職場、そして地域の中にも強く残っており、女性の活動があらゆる分野で制約を受けてきている。

いま過疎化に加え、少子高齢化が急速に進む我が町においては、その変化に対応するため男女の別なく様々な分野に共同参画することが求められている。特に女性が持てる能力を十分発揮できるまちづくりが重要課題とされている。

会津文化発祥の地、会津美里町ではこのような現状を踏まえ、町民一人ひとりが大切にされる町、真に豊かで活力ある町をめざし、町民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意して、ここに会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画によるまちづくりの基本理念を定め、実現すべき姿並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより町民一人ひとりの個性が輝き、明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 町内において公的機関、民間の別、及び営利、非営利の別を問わず事業を行うものをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 町、町民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを進めるものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けず、ともにその個性と能力を発揮する機会が確保されるなど、男女の人権が尊重されるまちであること。
- (2) 男女がそれぞれ自立した個人として、自己の意思で多様な生き方が選択でき、かつ、その生き方が尊重され、自己決定権が確立されるまちであること。
- (3) 男女が、家族的責任及び社会的責任をともに担い、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場における活動に平等・対等な立場で参画できるまちであること。
- (4) 男女が、町や事業者における政策又は方針、計画の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されるまちであること。

(実現すべき姿)

第4条 町、町民及び事業者は、次に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりに当たっての実現すべき姿として、これに努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 「男だから」・「女だから」といった性別ではなく、それぞれの個性を重視し、「その人らしさ」を大切にする家庭になること。
- イ 家族一人ひとりが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく充実した家庭になること。
- ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽をともに分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 個人の意欲、個性などが合理的かつ適切に評価され、採用、配置、賃金、昇進などについて性別を理由とする差別がない、いきいきとした職場になること。
- イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものとなること。
- ウ 育児休業や介護休業を男女等しく積極的に取得できるようになるなど、仕事と家庭が両立するようになること。
- エ 妊娠・出産期、更年期など女性特有の生涯の各段階に応じた適切な健康管理が行われること。
- オ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境が作られること。

(3) 学習・教育により実現すべき姿

- ア 「男の子だから」・「女の子だから」という性別にとらわれない、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つこと。
- イ 男女の別なく、育児、介護、ボランティアなどの体験を重視した学習が進むこと。
- ウ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。
- エ 家庭、職場、学校、地域などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。
- オ 老若男女を問わず、町民が等しく男女共同参画社会について学習する機会が増進されること。

(4) 地域において実現すべき姿

- ア 男女が連帯して地域の活動に参画し、企画や実践にかかわることによって生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

イ 古い慣習、しきたりなどの制約を克服し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思が決定されること。

ウ 女性の積極的な社会参画により、女性の多様なリーダーシップが発揮されること。

エ すべての人の人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会が作られること。

(性別による権利侵害等の禁止)

第5条 何人も、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、地域、職場、学校などのあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(町の責務)

第6条 町は、男女共同参画のまちづくりのため、次に掲げる事項について、積極的改善措置の責務を有する。

(1) 積極的な啓発、学習促進等…この条例が広く町民及び事業者等の理解が得られるよう啓発、学習促進等に積極的に努めること。

(2) 情報の収集、公表等…男女共同参画に関する情報の収集を行い、分析をするとともに、これを町民及び事業者等に公表に努めること。

(3) 町民等への支援…町民や事業者等が実施する男女共同参画のまちづくり活動を支援するため、情報の提供を行い、その他必要な措置を講ずるよう、活動拠点施設の整備に努めること。

(4) 他の自治体との連携・協力…国及び県の施策等と調整を図りながら、他の自治体との広域的連携・協力を努めること。

(5) 国際的な協力等…情報交換、会議参加促進など国際的な協力・連帯に努めること。

2 町は、人事管理及び組織運営において、個人の能力を合理的かつ適切に評価し、率先して男女共同参画の実現に努めるものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、男女共同参画の推進に関する理解を深め、従来 of 慣行にとらわれることなく、生活のあらゆる場面において、その実現に努めることとする。

2 町民は、町が行う男女共同参画推進に向けた施策に協力するよう努めることとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、男女共同参画推進に関する理解を深め、その事業活動のあらゆる場面において、積極的に改善措置を講ずるなどその実現に努めることとする。

2 町長は、男女共同参画の促進に必要と認める場合、事業者に対して男女共同参画推進について報告を求めることができる。また、必要と認める場合には、当該事業者に対して助言等を行うことができる。

第2章 男女共同参画推進体制

(男女共同参画推進審議会)

第9条 町長は、男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について町長に意見を述べることができる。

(組織)

第11条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員の構成については、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満であっ

てはならない。

3 審議会の委員は、次の者から町長が委嘱する。

(1) 町民を代表する者

(2) 事業者等及び各種機関を代表する者

(3) 学識経験を有する者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げないものとする。

第3章 行動計画等

(行動計画の策定)

第12条 町長は、男女共同参画のまちづくり実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、会津美里町男女共同参画推進まちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 町長が、行動計画を策定するに当たっては、審議会の意見を聴取し、町民及び事業者の意見が反映するように努めるものとする。

3 町長は、行動計画を策定したときは、議会に報告するとともに町民及び事業者に周知し、理解と協力を促すものとする。

第4章 相談窓口の設置

(男女共同参画相談窓口)

第13条 町は、男女共同参画によるまちづくりに関する問題等処理するため、男女共同参画相談窓口を置き、関係機関等と連絡をとり、相談者に対し、必要な支援を行うなど解決に努めるものとする。

第5章 補則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

男女共同参画推進審議会委員名簿

役職名	所属団体等	氏名
会長	元会津美里町職員	川島 忠夫
副会長	社会福祉法人 千桜会 特別養護老人ホーム にいつるホーム施設長	塚原 徳美
委員	公募委員	長谷川 祥子
委員	公募委員	秋本 尚恵
委員	公募委員	櫻井 知子
委員	公募委員	高山 由佳
委員	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会 事務局長	安達 和重
委員	会津美里町商工会 青年部副部長	伊東 穰
委員	福島県会津保健福祉事務所 女性相談員（兼）母子・父子自立支援員	佐原 明美
委員	会津美里町教育委員	須田 健志

男女共同参画推進審議会における策定経過

開催時期	審議会	協議内容
令和3年6月10日	第1回男女共同参画推進審議会	策定スケジュール確認
令和3年7月30日	第2回男女共同参画推進審議会	基本目標及び基本施策について
令和3年8月31日	第3回男女共同参画推進審議会	具体的な取組、KPI 及び計画素案について
令和3年10月26日	第4回男女共同参画推進審議会	第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画（案）の最終審議について
令和4年1月16日	第5回男女共同参画推進審議会	第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画（案）パブリックコメントの結果及び今後のスケジュールについて（報告）

令和2年度男女共同参画に関する
イラスト付きメッセージ最優秀賞作品

誰もが輝ける

未来にしよう

STOP
男女差別



会津美里町
第4次男女共同参画推進
まちづくり行動計画

発行：会津美里町

編集：政策財政課

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

TEL：0242（55）1171